静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正 新旧対照表

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年2月28日 改正 平成14年3月29日 平成15年11月27日 平成17年7月15日 平成18年11月1日 平成19年4月1日 平成19年10月1日 平成21年4月1日 平成22年4月1日 平成23年4月1日 平成24年4月1日 平成25年4月1日 平成26年4月1日 平成27年4月1日 平成28年4月1日 平成28年7月1日 平成29年4月1日 平成29年10月1日 平成30年1月25日 令和2年4月1日 令和3年3月23日 令和3年4月1日

(目次)

- 第1目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

第1目的

(略)

第2 用語の定義

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年2月28日 改正 平成14年3月29日 平成15年11月27日 平成17年7月15日 平成18年11月1日 平成19年4月1日 平成19年10月1日 平成21年4月1日 平成22年4月1日 平成23年4月1日 平成24年4月1日 平成25年4月1日 平成26年4月1日 平成27年4月1日 平成28年4月1日 平成28年7月1日 平成29年4月1日 平成29年10月1日 平成30年1月25日 令和2年4月1日 令和3年3月23日 令和3年4月1日 令和3年7月1日

(目次)

第1目的

第2 用語の定義

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第4 収集運搬業における積替え保管

第5 処分業の許可申請又は届出等

第6 担当健康福祉センター

第7 許可証の交付

第8 申請者の適格性の照会事務

第1目的

(略)

第2 用語の定義

改正前

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-(1) 許可申請書等

(略)

第3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項

ア (略)

イ (略)

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物 (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず又はがれき類に限る。)又は水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。<u>なお、水銀含有産業廃棄物については、当面、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類を添付させること</u>(電池又はランプ類を取り扱う場合を除く。)。

ウ~コ (略)

第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① 事業計画の概要を記載した書類

ア〜カ (略)

- キ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)」(平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。
- ク 省令様式第6号の2第5面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石 綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)等を参考に必要な措置を記載させること。
- ケ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記<u>すること。なお</u>、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

コ (略)

②~④ (略)

⑤ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあっては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」(平成23年3月(改訂令和2年10月) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

(略)

16~19 (略)

第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い 既に優良認定を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル<u>(平成23年3月(改訂令和2年10月)環境省大臣</u> 官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」に基づき、省令第9条の2第6項(第10条の 12第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、 審査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとす る。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認 定チェックリスト」により行うこと。

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-(1) 許可申請書等

(略)

第3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項

ア (略)

イ (略)

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類<u>又は汚泥に</u>限る。)又は水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。

ウ~コ (略)

第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① 事業計画の概要を記載した書類

ア~カ (略)

- キ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。
- ク 省令様式第6号の2第5面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石 綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)等を参考に必要な措置を記載させること。
- ケ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記し、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「水銀廃棄物ガイドライン」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。なお、「水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について」(平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知)に基づき、水銀含有産業廃棄物を含む記載を行う場合には、処理実績を確認すること。

コ (略)

② \sim (略)

(B) 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあっては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」(平成23年3月(改訂令和2年10月)環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

(略)

16~19 (略)

第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い 既に優良認定を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき、省令第9条の2第6項(第10条の12 第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審 査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。 なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

改 正 前

第3-1-(5) 更新許可申請書の審査 (略)

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等

(略)

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

(略)

第3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア~オ (略)

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) (略)

(4) 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記<u>すること。なお</u>、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

(ウ) (略)

第3-2-(4) 廃止届の添付書類 (略)

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納 (略)

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書 (略)

第4 収集運搬業における積替え保管 (略)

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-(1) 許可申請書等

(略)

第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項

ア (略)

イ (略)

取り扱う産業廃棄物の種類については、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。<u>なお、当面、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類を添付させること</u>(電池又はランプ類を取り扱う場合を除く。)。

ウ~サ (略)

第3-1-(5) 更新許可申請書の審査 (略)

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等

(略)

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

(略)

第3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア~オ (略)

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) (略)

(4) 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記し、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。なお、「水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について」(平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知)に基づき、水銀含有産業廃棄物を含む記載を行う場合には、処理実績を確認すること。

(ウ) (略)

第3-2-(4) 廃止届の添付書類 (略)

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納 (略)

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書 (略)

第4 収集運搬業における積替え保管 (略)

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-(1) 許可申請書等

(略)

第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項

ア (略)

イ (略)

取り扱う産業廃棄物の種類については、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。

ウ~サ (略)

改 正 前

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① ア~キ (略)

ク 様式第7号の1の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、 含む旨を明記<u>すること。なお</u>、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な 対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理 基準に適合するか確認すること。

ケ (略)

② \sim 18 (略)

⑲ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあっては、省令第9条の3第1号に 規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」<u>(平成23年3月(令和2年10月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</u>)の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

(略)

② ~ ② (略)

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い 既に優良認定を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優 良産廃処理業者認定制度運用マニュアル<u>(平成23年3月(改訂令和2年10月)環境省大臣官房</u> 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」に基づき、省令第10条の4第5項(第10条の16第 2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査 において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、 優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェック リスト」により行うこと。

(略)

第5-1-(5) 更新許可申請書の審査 (略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等

(略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項 (略)

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① ア~キ (略)

ク 様式第7号の1の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記し、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。なお、「水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について」(平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知)に基づき、水銀含有産業廃棄物を含む記載を行う場合には、処理実績を確認すること

ケ (略)

② \sim 18 (略)

⑩ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあっては、省令第9条の3第1号に 規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の 55 ページ以降の記載に基づき、優良 認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

(略)

②0~②2 (略)

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い 既に優良認定を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優 良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき、省令第10条の4第5項(第10条の16第 2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査 において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、 優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェック リスト」により行うこと。

(略)

第5-1-(5)更新許可申請書の審査 (略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等

(略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項 (略)

改 正 前

第5-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア~オ (略)

- カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出
 - ① 事業計画の概要を記載した書類
 - (ア) (略)
 - (4) 様式第7号の1の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記<u>すること。なお</u>、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

(ウ)~(エ) (略)

第5-2-(4) 廃止届の添付書類 (略)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

(略)

第6 担当健康福祉センター

(略)

- 第7 許可証の交付
 - 第7-1 (略)
 - 第7-2 (略)
 - 第7-3 (略)
 - 第7-4 (略)
 - 第7-5 (略)

第7-6 収集運搬業許可証交付後の事務処理

担当健康福祉センターは、優良認定に係る収集運搬業許可証を交付した場合には、優良認定適合事業者情報提供様式をEメールにより廃棄物リサイクル課に送付すること。

第8 申請者等の適格性の照会事務

第5-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア~オ (略)

- カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出
 - ① 事業計画の概要を記載した書類
 - (7) (略)
 - (4) 様式第7号の1の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記し、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。なお、「水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について」(平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知)に基づき、水銀含有産業廃棄物を含む記載を行う場合には、処理実績を確認すること。
 - (ウ)~(エ) (略)
- 第5-2-(4) 廃止届の添付書類 (略)
- 第5-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書 (略)

第6 担当健康福祉センター (略)

- 第7 許可証の交付
 - 第7-1 (略)
 - 第7-2 (略)
 - 第7-3 (略)
 - 第7-4 (略)
 - 第7-5 (略)
- 第8 申請者等の適格性の照会事務

